［二・三　略］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×α｝×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

［略］

α　0.980

β　0.982

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×α｝×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

［略］

α　0.928

β　0.932

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［略］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛4,296千円×（A×B）＋1,430千円×（C×D）｝×0.03705

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A＋B）×α＋C×β－（A＋B＋C）×γ＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［略］

α　1.01

β　1.02

γ　0.05

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

［二・三　同上］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×α｝×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

［同左］

α　1.254

β　1.253

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×α｝×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

［同左］

α　1.365

β　1.361

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［同上］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛4,255千円×（A×B）＋1,424千円×（C×D）｝×0.0370125

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A＋B）×α＋C×β＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［同左］

α　1.10

β　0.99

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。